

主な御意見の内容と本市の考え方

(御意見の内訳)

項 目	意見数
1 計画全般について	39
(1) 計画全体に関するもの	24
(2) 自転車の活用の推進に関するもの	14
(3) 指標に関するもの	1
2 「柱1「ひと」との共生」について	86
(1) 全般的なルール、マナーの啓発に関するもの	28
(2) 世代別の啓発に関するもの	20
(3) 企業向け啓発に関するもの	10
(4) 自転車保険の加入促進に関するもの	2
(5) 規制・罰則に関するもの	23
(6) 歩行者への啓発に関するもの	3
3 「柱2「まち」での共生」について	189
(1) 自転車走行環境の整備に関するもの	60
(2) ドライバーへの啓発に関するもの	25
(3) 駐輪環境整備に関するもの	63
(4) 放置自転車対策に関するもの	41
4 「柱3「くらし」での共生」について	26
(1) シェアサイクルに関するもの	6
(2) 健康増進のための自転車の活用に関するもの	4
(3) 自転車観光の推進に関するもの	13
(4) 災害対応を視野に入れた自転車の活用に関するもの	2
(5) 自転車の再利用に関するもの	1
5 その他の御意見	34
合 計	374

1 計画全般について（39件）

主な御意見（要旨）	件数	本市の考え方
（1）計画全体に関するもの	24	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 自転車が乗りやすいまちとなるように計画をしっかりと進めてほしい。 ・ 「世界トップレベルの自転車共存都市」から「自転車共生都市・京都」へと前進する計画には賛成 ・ 計画にある3本の柱は、もっともな提案だと思う。 ・ 財政難の最中の施策は、最小限のコストで安全対策を行うだけで良い。 ・ 目新しい具体的な取組が見当たらない。 など 	21	<p>本計画では、これまで進めてきた安心・安全対策については、継承・充実強化し、誰もが自転車のルール、マナーを学び守り合い、道路を正しく使い合うことにより、安心して心地よく行き交えるまちを目指すこととしています。</p> <p>また、新たに自転車の活用を図ることで、自転車を生かし生活の質を高め合うことができるまちを目指すこととしており、今後も市民や関係機関と連携し、計画をしっかりと推進してまいります。</p> <p>なお、計画の取組を進めるに当たっては、コストの削減や民間事業者との連携等により、効率的な実施に努めてまいります。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 「自転車の活用」が、柱3の大きな特徴であり、計画における新たな要素であることをしっかりと打ち出した方が良い。 ・ 自転車利用を京都市の活性化につなげるということを計画にしっかりと書き込んでほしい。 ・ 「本計画と関係計画との関係」に、京都市のあらゆる計画や施策の最上位にある「世界文化自由都市宣言」の記載が求められる。 	3	<p>御意見の趣旨を踏まえ、「柱3「くらし」での共生」の記載方法を工夫するとともに、各種課題に自転車を活用することが本市の活性化にもつながることから、文言の追記による修正を行う予定です。</p> <p>また、計画の体系の上位に「世界文化自由都市宣言」を追記する修正も行う予定です。</p>
（2）自転車の活用の推進に関するもの	14	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 「自転車共生都市・京都」の実現で言われているように、京都のまちにふさわしい自転車の利活用が進んでほしい。 ・ 「SDGs」の観点から、自転車利用の拡大は良いものである。 ・ 環境面など自転車はこれからもっと活用できる移動手段だと思う。 ・ 自転車による迷惑行為を少なくするには、自転車利用者を減らすべきだ。 など 	14	<p>自転車は利便性・機動性に優れた便利な乗り物というだけでなく、健康的で環境に優しく、歴史や文化、自然を肌で感じることができるなど、様々な特性を備えています。SDGsやレジリエンスの取組推進、文化の継承発展、「歩くまち・京都」の推進、地球温暖化対策、ウィズコロナ・ポストコロナにおける「新しい生活スタイル」の実践等の本市を取り巻く様々な課題へ対応していくためにも、これらの特性を有する自転車の活用を推進することが重要と考えており、取組を進めてまいります。</p>
（3）指標に関するもの	1	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 逆走は道路交通法に違反することもある行為であり、評価指標の中にある「車道左側通行をする自転車利用者の割合」を50%という低い目標値に設定することは問題である。 	1	<p>車両である自転車は車道左側走行が原則であり、例外として歩道を通行することができる場合があります。近年実施したアンケート調査では、多くの方が歩道を走行しており、車道左側を通行する自転車利用者の割合が3割程度で推移していることも踏まえ、少なくとも半数の方に車道左側走行していただくことを目標として設定したものであり、逆走（車道右側通行）を容認するものではありません。</p> <p>上記の内容については、目標値設定の趣旨が分かりやすくなるよう、評価指標の記載箇所において、文言の追記を行う予定です。</p>

2 「柱1「ひと」との共生」について（86件）

主な御意見（要旨）	件数	本市の考え方
(1) 全般的なルール、マナーの啓発に関するもの	28	
<ul style="list-style-type: none"> 左側通行の徹底，走行スピードの抑制，矢羽根マークの周知，ヘルメットの着用など，ルール，マナーの徹底を望む。 など 	28	「推進施策2 自転車の安心・安全な利用環境づくりの推進」において，地域等との連携やイベント等，あらゆる機会を通じて，自転車のルール，マナーの周知，啓発を進めることとしており，引き続き，安心・安全対策の充実を図ってまいります。
(2) 世代別の啓発に関するもの	20	
<ul style="list-style-type: none"> 自転車に乗る側のライフステージごとに注意喚起を行うのは，効果的だと思うので賛成 中学，高校生への安全教育をしてほしい。 自転車の車道通行を学校で教えるべき。 大学と連携したルール，マナーの啓発は，良い取組である。 大学で自転車の利用について講習会をすれば良いと思う。 高齢者へのルール，マナーの啓発は重要である。 など 	20	<p>「推進施策1 ライフステージやニーズに応じた自転車安全教育・学習の推進」において，サイクルセンターを活用し，学校や警察等の関係機関と連携することにより，ライフステージに合わせた自転車安全教育・学習を実施することとしています。</p> <p>特に，大学生に関しては，「推進施策2 自転車の安心・安全な利用環境づくりの推進」において，大学と連携し，ルール，マナー講座の実施，啓発の充実等の取組を推進することとしており，人口に占める割合が他都市に比較して多い大学生を対象とした取組を進めてまいります。</p> <p>また，高齢者への啓発も，サイクルセンター等も活用し，しっかりと進めてまいります。</p>
(3) 企業向け啓発に関するもの	10	
<ul style="list-style-type: none"> 交通事故防止に向け，通勤者への啓発が必要 フードデリバリーサービス業者の中には，マナーに対する意識が低い方もいるので，厳しい対応を検討してほしい。 など 	10	<p>「推進施策2 自転車の安心・安全な利用環境づくりの推進」において，企業との連携による通勤者へのルール，マナーの啓発を行うこととしています。</p> <p>さらに，フードデリバリーサービスについても，警察と連携し，業界との協働の下，自転車配達時等におけるルール，マナーの啓発を進めるなどの取組を進めてまいります。</p>
(4) 自転車保険の加入促進に関するもの	2	
<ul style="list-style-type: none"> 自転車保険の加入が義務化されたことにより加入率が上がったので，引き続き広報してほしい。 宅配業者への自転車保険の加入確認が必要 	2	「推進施策2 自転車の安心・安全な利用環境づくりの推進」において，自転車保険加入義務化に伴う加入の徹底を進めることとしており，宅配業者などの業務による自転車利用を含め，自転車保険の加入促進に向け，引き続き取組を進めてまいります。
(5) 規制・罰則に関するもの	23	
<ul style="list-style-type: none"> 教育・啓発だけでなく，誰もがルールを守るように仕向ける仕組みづくりのほか，規制，取締りの強化を行ってほしい。 観光客も含めて自転車の利用を増やしていくのであれば，速度制限や罰則を強化することも必要だと思う。 自転車を免許制にすべき。 パリのように市内の道路の制限速度を30kmとするなど，大胆な施策を求める。 京都市独自に罰則付きで条例を制定して，事故件数の減少に対応することを検討してほしい。 など 	23	<p>交通規制や取締り等についての御意見は，警察と共有させていただきます。</p> <p>本市において罰則を伴う条例の制定等は検討しておりませんが，今後とも，安心・安全な自転車利用に向け，様々な機会を活用し，警察等の関係機関とも連携しながら，ルール，マナーの周知，啓発を行ってまいります。</p>

(6) 歩行者への啓発に関するもの	3	
<ul style="list-style-type: none"> 自転車通行帯が区別されている横断歩道で、自転車横断帯を歩く歩行者をよく見かける。歩行者へのルール、マナーの啓発も必要である。 <p style="text-align: right;">など</p>	3	「推進施策2 自転車の安心・安全な利用環境づくりの推進」において、交差点等で、自転車安全利用促進啓発員によるルール、マナー啓発を行うこととしており、引き続き、自転車運転者や歩行者への交通ルールの周知、啓発に関して、警察等の関係機関とも連携し、取り組んでまいります。

3 「柱2「まち」での共生」について（189件）

主な御意見（要旨）	件数	本市の考え方
(1) 自転車走行環境の整備に関するもの	60	
<ul style="list-style-type: none"> 矢羽根マークのおかげで自転車の走行位置が分かりやすくなった。 自転車の車道左側走行を進めていくのに、矢羽根マークは効果的だと思う。 矢羽根マークを都心部以外の箇所にも広げてほしい。 細街路が多いという道路事情もあるので、地域特性に応じた道路環境の整備をお願いしたい。 <p style="text-align: right;">など</p>	32	「推進施策4 自転車走行環境の整備」において、自転車が安心・安全、快適に走行できる走行環境の整備を進めることとしており、引き続き、自転車利用状況や地域特性等に応じて、矢羽根マーク等の設置による走行環境整備を行うことにより、安心して心地よく行き交えるまちを目指してまいります。
<ul style="list-style-type: none"> スピードを出して通行する車に恐怖を感じる。自転車の専用レーンを整備することが必要 今後車が減っていくことは時代の趨勢であり、広い幹線道路は車道レーンを減らして自転車専用レーンとすべき。 <p style="text-align: right;">など</p>	12	本市の統一的整備マニュアルである「京都市自転車走行環境整備ガイドライン」に基づき、矢羽根マーク等の路面表示を主とした整備を進めていくこととしていますが、道路の利用状況や幅員等を踏まえ、関係機関等の意見も聞きながら、自転車専用レーンの整備についても進めてまいります。
<ul style="list-style-type: none"> 歩道拡幅を進め、歩道に自転車道を整備すべき。 何でもかんでも自転車に車道を走らせるのは危険 <p style="text-align: right;">など</p>	11	自転車は「軽車両」であり、クルマの仲間であることから、車道を左側走行することが原則です。今後とも、車道への矢羽根マーク等の設置を中心とした自転車の走行環境整備を進めてまいります。 また、自転車利用者が安心・安全に車道を走行できるよう、クルマの運転者に対しての自転車への思いやり運転についての啓発にも取り組んでまいります。
<ul style="list-style-type: none"> 矢羽根整備の効果検証をしっかりと行ってほしい。 矢羽根マークを設置するのであれば、それによる自転車の事故発生状況の変化等の検証及びその公表が必要ではないか。 <p style="text-align: right;">など</p>	3	「推進施策4 自転車走行環境の整備」において、自転車走行環境の整備箇所において、自転車走行位置等を分析し、整備の効果検証を行うこととしており、取組を進めてまいります。 また、事故の発生状況につきましても、警察とも連携し、分析を行うことにより、効果的な施策を検討してまいります。
<ul style="list-style-type: none"> 矢羽根マークの色が微妙で自転車の人からも車の運転手からもはっきり見えなさそうに感じる。 <p style="text-align: right;">など</p>	2	矢羽根マークの色彩については、本市の統一的な整備マニュアルである「京都市自転車走行環境整備ガイドライン」で定めるに当たり、視認性の検証を十分に行い、景観に配慮したベンガラ色としています。

<p>(2) ドライバーへの啓発に関するもの</p>	<p>2 5</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 矢羽根マーク上に違法駐車が止まっていて、走れない。 ・ ドライバーに対して、矢羽根マークをもっと周知をしてほしい。 ・ 路上駐車への啓発や取締りを徹底してほしい。 <p style="text-align: right;">など</p>	<p>2 5</p>	<p>「推進施策4 自転車走行環境の整備」において、自転車利用者が安心・安全に車道を走行できるよう、違法駐車防止や矢羽根マークの説明等、自転車への思いやり運転を心掛けていただけるよう、ドライバーへの啓発を進めていくこととしており、特に、都心部・京都駅周辺等においては、違法駐車等防止指導員による違法駐車等を対象とした啓発を行っております。</p> <p>取締りについての御意見は、警察と共有させていただきます。</p>
<p>(3) 駐輪環境整備に関するもの</p>	<p>6 3</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 駐輪場や駐輪スタンドが充実され、とても利用しやすくなった。 ・ 駐輪場が駅界隈や行政施設界隈に多く設置されており、非常に便利 ・ 撤去を頻繁に行うより前に、十分な数の駐輪場の整備をするべき。 ・ 近隣住民のニーズを調査し、駐輪環境の整備を進めてほしい。 ・ 公共交通の拠点でありながら駐輪場が全くないエリアが数多く存在する。 ・ 駐輪場に屋根がほしい。 ・ 自転車の盗難対策を講じた駐輪場の整備をしてほしい。 <p style="text-align: right;">など</p>	<p>4 5</p>	<p>「推進施策5 駐輪環境整備及び放置自転車対策の推進」において、駐輪ニーズに応じて、行政や民間事業者による駐輪場の整備を進めるとともに、市営駐輪場では、多様な自転車への対応や新たな決済方法の導入等、駐輪場の機能向上を図り、駐輪場の利用を促進することとしており、駐輪環境の更なる充実を図ってまいります。</p> <p>また、既存駐輪場の空き情報の発信等を行い、効率的な駐輪場の利用を推進してまいります。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 無料若しくは安価な駐輪場を増やすべき。 <p style="text-align: right;">など</p>	<p>1 3</p>	<p>市営駐輪場については、適切な維持管理や安全で利用しやすい駐輪場整備を行うため、受益者(利用者)負担の考え方にに基づき、有料管理としています。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 営業者の自転車置場の設置を義務化すべき。 ・ 駐輪スペースがない店舗を指導し、設置義務を課してほしい。 ・ 店舗の出店に際し、駐輪場の確保などの条件を付すべき。 <p style="text-align: right;">など</p>	<p>5</p>	<p>「推進施策5 駐輪環境整備及び放置自転車対策の推進」において、駐輪場付置義務制度に基づき、一定の規模以上の商業施設等における駐輪場整備を促進することとしており、取組を進めてまいります。</p> <p>なお、放置自転車が多い店舗に対しては、今後も、駐輪スペースの確保等の対応を行うよう、指導を行ってまいります。</p>
<p>(4) 放置自転車対策に関するもの</p>	<p>4 1</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 放置自転車の減少傾向は一定の評価に値する。 ・ 目の不自由な人にとって放置自転車は怖いものであり、防止に向けたルール、マナーの啓発が必要 ・ 放置自転車の台数が大きく減ったので、放置自転車の定期的な撤去を減らすべき。 ・ 放置自転車が撤去されるまでの時間が短い。撤去されるまでの時間にルールを作してほしい。 <p style="text-align: right;">など</p>	<p>3 5</p>	<p>放置自転車は、短時間であっても、高齢者や子ども、障害のある方々をはじめとする歩行者にとって、大変迷惑で危険なものであり、場所によっては消防車や救急車をはじめとする緊急車両の通行の妨げとなる等、多くの弊害を引き起こします。</p> <p>また、現在も、年間2千件を超える撤去要望をいただいているところであり、引き続き、放置自転車対策として、啓発及び撤去に取り組むことにより、歩行者等の安心・安全な通行環境を確保してまいります。</p>

<ul style="list-style-type: none"> ・ 民地に対する無断駐輪により当事者間のトラブルが発生しているため、京都市自転車等放置防止条例の一部改正等、効果的な施策を検討してほしい。 ・ 大学内の自転車も撤去してほしい。 	2	民有地につきましては、京都市に管理する権限がないことから、撤去の実施は困難であると考えております。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 撤去された自転車の撤去保管料が高い。 ・ 撤去保管料が2,300円から3,500円に値上げされる理由の説明が十分でない。 <p style="text-align: right;">など</p>	3	<p>放置自転車の撤去保管料については、放置された方の実費負担を原則としています。</p> <p>しかし、現在、放置自転車の撤去保管には、1台当たり約3,500円の費用を要しており、差額を税金で補填していることから、撤去保管料の改定を行うものです。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 放置自転車の保管所を集約、廃止していき、その土地の活用を目指すべき。 	1	<p>平成29年度時点で6箇所あった保管所を集約し、現在、保管所は3箇所とするなど、効率的な運営を図っているところです。</p> <p>今後も、効果的、効率的な取組の推進を図ってまいります。</p>

4 「柱3「くらし」での共生」について（26件）

主な御意見（要旨）	件数	本市の考え方
（1）シェアサイクルに関するもの	6	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 「公共交通を補完するシェアサイクル」にとっても期待している。 ・ 電動アシストのシェアサイクルを増やしてほしい。 ・ 既に市民は十分に自転車を保有しており、シェアサイクルの普及は必要ないと思う。 <p style="text-align: right;">など</p>	6	<p>「推進施策6 環境にやさしく快適な移動環境づくり」において、公共交通を補完し、移動の利便性の向上を図る手段としてシェアサイクル等を推進することとしており、シェアサイクル業者等の意見も聞きながら、取り組んでまいります。</p> <p>頂いた御意見は、本計画における取組を推進する際の参考にさせていただきます。</p>
（2）健康増進のための自転車の活用に関するもの	4	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 自転車によるスポーツや健康推進の取組として、山間部などに自転車向けの看板設置や路肩整備による環境整備を進めてほしい。 ・ 障害のある人も自転車を体験できる環境があればもっと良いと思う。 <p style="text-align: right;">など</p>	4	<p>「推進施策7 健康増進のための自転車の活用」において、サイクルスポーツや、障害のある人も自転車を体験できる環境づくりを推進することとしており、取組を進めてまいります。</p> <p>頂いた御意見は、本計画における取組を推進する際の参考にさせていただきます。</p>
（3）自転車観光の推進に関するもの	13	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 密を避けることができる自転車観光を推進すべき。 ・ 観光客向けにレンタサイクルを普及させるのはいいことだと思う。 ・ 西山でのサイクルイベントに楽しく参加した。郊外における地域活性化にも役立つと考えるので、今後とも取り組んでもらいたい。 <p style="text-align: right;">など</p>	9	<p>「推進施策8 安心・安全な自転車観光の推進」において、密になりにくいサイクリングの情報発信や外国人観光客へのルール、マナーの周知、啓発等により、自転車観光を推進することとしており、安心・安全な自転車観光に関する取組を実施してまいります。</p> <p>なお、郊外等でのサイクリング事業に関する御意見につきましては、自転車観光の推進に当たり、重要な要素であることから、その趣旨を踏まえ、文言の追記による修正を行う予定です。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 京奈和自転車道周辺をもっと盛り上げてほしい。 ・ 近隣府県との広域的なサイクリングルートの充実は重要だと思う。 <p style="text-align: right;">など</p>	4	<p>「推進施策8 安心・安全な自転車観光の推進」において、京奈和自転車道をはじめ、隣接府県と連携した広域的なサイクリングルートの設置及び情報発信等を推進することとしており、取組を進めてまいります。</p>

(4) 災害対応を視野に入れた自転車の活用に関するもの	2	
<ul style="list-style-type: none"> 災害対応を視野に入れた自転車の活用について考えたことがなかったので、ぜひ実現してほしい。 災害時の自転車の活用に当たっては、市職員の移動連絡手段としてだけでなく、市民も利用できるようにしてほしい。 	2	<p>「推進施策9 災害対応を視野に入れた自転車の活用」において、レジリエント・シティの実現に向け、災害発生時に備えた自転車の活用方法を検討します。</p> <p>なお、機動性があり燃料を必要としない自転車の災害時の有益性について、周知を行っていくことも必要であり、文言の追記による修正を行う予定です。</p>
(5) 自転車の再利用に関するもの	1	
<ul style="list-style-type: none"> 放置自転車の保管料値上げに伴い、自転車の引取数が減少する可能性がある。一時預かり後、預かり期限が過ぎた自転車を再利用するためにどうすればいいか、適正なルール作りが必要 	1	<p>保管期限の過ぎた自転車については、ルールを作ったうえで、入札等により売却を実施しています。</p>

5 その他の御意見（34件）

主な御意見（要旨）	件数	本市の考え方
<ul style="list-style-type: none"> バスや鉄道との役割分担も重要な要素と考える。 計画を推進することは、赤字の市バスや地下鉄利用の推進に反するのではないかなど 	5	<p>快適で安心・安全なまちづくりを進めていくには、自転車と公共交通がそれぞれの役割を果たしながら連携し、交通利便性の向上を図っていくことが重要と考えています。</p> <p>また、現在、改定作業中の、本計画の上位計画である「歩くまち・京都」総合交通戦略においても、公共交通をより便利で快適に利用でき、徒歩や自転車等もかしこく組み合わせて出掛けるスマートなライフスタイルについて記載されており、公共交通・徒歩移動を補完する重要な移動手段として、自転車の利活用を推進してまいります。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 電動アシスト自転車の利用促進に向けた助成制度を創設するなどしてほしい。 自転車メーカーに対して、速度計の標準装備化を働き掛けてほしい。 安全上の理由がないにもかかわらず、自転車の通行を禁止しないでほしい（四条通，河原町通）。 聴覚障害者や妊婦の方が自転車を利用する際、自転車に貼ることができるステッカー等を作成してはどうか。など 	29	<p>頂いた御意見は、本計画における取組を推進する際の参考にさせていただきます。</p>